

さいたま市農業委員会月例総会議事録

開催年月日	令和5年11月16日(木)		開催場所	本庁舎地下1階 第1会議室		
開会時刻	午前9時30分		閉会時刻	午前10時50分		
出席状況	議席番号	氏名	出・欠	議席番号	氏名	出・欠
	1	富田 優	出席	12	角谷 史織	出席
	2	小泉 孝行	出席	13	小川 忠男	出席
	3	小林 勝一	出席	14	清水 友清	出席
	4	長島 一博	出席	15	西形 知行	出席
	5	榎本 浩樹	出席	16	中山 幸光	出席
	6	関根 光一	出席	17	菅間 茂久	出席
	7	清水 孝洋	出席	18	石井 栄寿	出席
	8	井原 勇司	出席	19	本田 敏一	出席
	9	金子 達弥	出席	20	中村 隆治	欠席
	10	横山 敏夫	欠席	21	西澤 初男	出席
11	浅子 幹夫	出席				
事務局	事務局長	星野 公男	農地調整課課長補佐兼 農地調整係長	北村 経史	農地調整課主任	長谷川 英理子
	事務局次長	酒井 利和	農業振興課課長補佐兼 農業振興係長	桑原 和也		
	農業振興課長	石川 秀徳	農業振興課主事	渡邊 侑衣		
	農地調整課長	高橋 潔	農地調整課主任	阿久津 正浩		
議案	議案第71号	農地法第3条の規定による許可申請について				
	議案第72号	農地法第4条の規定による許可申請について				
	議案第73号	農地法第5条の規定による許可申請について				
	議案第74号	農用地利用集積計画の決定について				
	議案第75号	生産緑地に係る農業従事状況の認定について				
	議案第76号	租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について				
	議案第77号	相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について				
	議案第78号	相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について				
	議案第79号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積計画等促進計画（案）に対する意見について				
議案第80号	農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について					
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3の規定による届出について ・農地法第4条第1項第7号の規定による届出について ・農地法第5条第1項第6号の規定による届出について ・農地法第6条の2第1項の規定による報告（一般法人）について ・農地法第18条第6項の規定による解約通知について ・農地改良の届出（市街化調整区域）について ・買受適格証明願（市街化区域の農地転用）について ・2a未満農業用施設の届出について 					

<p>1 開 会 西澤会長職務代理者</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のためにお願いしておりました「発言の際のマスク着用」については、任意といたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、議事進行については引き続き議案説明を省略し、補足などがある場合に限り説明をお願いいたします。複数の案件を担当する委員の方におかれましては、すべての案件をひとまとめにするのではなく、1案件ずつお願いいたします。</p> <p>発言の際には引き続きマイクを使用しての進行とさせていただきます。議案説明の際は、事務局職員がマイクを消毒した上で発言者にお渡しいたしますが、会場が狭小であることから座席の前からお渡しすることをご了承ください。</p> <p>尚、日頃からお願いしておりますが、説明における個人情報の取り扱いには十分注意していただくようお願いいたします。</p>
<p>2 会議成立の報告 西澤会長職務代理者</p>	<p>月例総会成立の報告をいたします。</p> <p>本日は、在任委員21名中、中村委員及び横山委員の2名が欠席しておりますので、出席委員は19名です。「さいたま市農業委員会会議規則第6条」の規定による過半数の要件を満たしております。よって、本会は成立しています。</p>
<p>3 署名委員の指名 西澤会長職務代理者</p>	<p>議事録署名委員として、 議席番号15番 西形 委員 議席番号16番 中山 委員 を指名します。よろしくお願いいたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>それでは議案審議に入らせていただきます。 議案第71号、農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>番号1番、馬宮地区、金子委員、議案説明をお願いいたします。</p>
<p>金 子 委 員</p>	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立馬宮西小学校の南西400mに位置する住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、260mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 作付計画は、シイタケ、ブルーベリーの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番、指扇地区、菅間委員、議案説明をお願いいたします。</p>
<p>菅 間 委 員</p>	<p>番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立指扇北小学校の北西400mに位置する住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、2.1kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ブルーベリーの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号3番、4番、片柳地区、小川委員、議案説明をお願いいたします。</p>
<p>小 川 委 員</p>	<p>番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、大宮聖苑の北西30mに位置する住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、9.5kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ウメ、サルスベリの予定で、問題ないものと思われます。</p> <p>続きまして、番号4番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立大宮聖苑の北西30mに位置する住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、9.5kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ウメ、サルスベリの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号5番、大久保地区、清水孝洋委員、議案説明をお願いいたします。</p>

<p>清水孝洋 委員</p>	<p>番号5番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立八王子中学校の西600mに位置する住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、240mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ネギ、ジャガイモ、サツマイモの予定で、問題ないものと思われま す。 以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号6番、大門地区、石井委員、議案説明をお願いいたします。</p>
<p>石 井 委 員</p>	<p>番号6番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立浦和特別支援学校の東450mに位置する住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、15mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 作付計画は、ジャガイモ、ハクサイの予定で、問題ないものと思われま す。 以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号7番、和土地区、富田委員、議案説明をお願いいたします。</p>
<p>富 田 委 員</p>	<p>番号7番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立和土小学校の東600mに位置する水田の広がる地域の現況畑で す。 通作距離は、560mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の耕作地は良好であ り、農機具等も揃っております。 作付計画は、ダイコン、サツマイモの予定で、問題ないものと思われま す。 以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号8番、河合地区、関根委員、議案説明をお願いいたします。</p>
<p>関 根 委 員</p>	<p>番号8番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立河合小学校の北500mに位置する水田の広がる地域の田です。 通作距離は、1.2kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の耕作地は良好であ り、農機具等も揃っております。 作付計画は、水稻の予定で、問題ないものと思われま す。 以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>

議	長	<p>ありがとうございました。 以上で、説明が終わりました。ご質問のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
小	林 委 員	<p>番号5番についてお伺いします。 経営状況の中に、農業用ドローンの記載があります。何の用途に使用しているのでしょうか。</p>
事	務 局	<p>この農業用ドローンは、農薬や肥料の散布に使用していると聞いております。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 他にございますでしょうか。 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第71号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。</p>
各	委 員	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
議	長	<p>総員賛成であります。 議案第71号について、許可することと決定いたします。</p>

議	長	<p>続きまして、議案第72号、農地法第4条の規定による許可申請について審議いたします。 番号1番、片柳地区、小川委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小川委員		<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、大宮聖苑の南西580mに位置する道路によって区画された街区面積に占める宅地等の割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、貸駐車場です。 申請理由は、近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、高さ0.6mの新設土留鋼板により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番、与野地区、清水孝洋委員、議案説明をお願いいたします。</p>
清水孝洋委員		<p>番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立大戸小学校の西150mに位置する道路によって区画された街区面積に占める宅地等の割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、貸駐車場です。 申請理由は、近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周囲に農地はありません。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号3番、慈恩寺地区、中山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
中山委員		<p>番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立慈恩寺小学校の南西910mに位置する道路によって区画された街区面積に占める宅地等の割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、貸駐車場です。 申請理由は、近隣事業者及び住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周囲に農地はありません。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>

議	長	<p>ありがとうございました。 以上、議案第72号、農地法第4条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>	
浅	子	委員	<p>番号1番についてお伺いします。 雨水は敷地内で処理することが原則だと思います。申請地の北側に水路がありますが、雨水は敷地内で処理するということによろしいでしょうか。また、その水路は用水路か排水路のどちらでしょうか。</p>
小	川	委員	<p>基本的には敷地内で浸透処理されますが、処理しきれない場合のみ、雨水が水路に流れることもあります。</p>
事	務	局	<p>補足しますが、敷地内から水路に管でつながっているわけではありません。原則、敷地内で処理されますが、大雨等の場合にはオーバーフローで水路に流れ込むこととなります。 この水路は、登記簿上大宮市所有の水路敷です。用水路、排水路の別は確認して、お知らせします。</p>
議	長		<p>ありがとうございました。 他にございますでしょうか。 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第72号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各	委	員	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
議	長		<p>総員賛成でございます。 議案第72号について、許可することと決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第73号、農地法第5条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>番号1番、番号2番、植水地区、中村委員が欠席ですので、事務局より議案説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、県立大宮南高等学校の東930mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。</p> <p>転用目的は、駐車場です。</p> <p>申請理由は、現在、市内で運送業を営んでいるが、既存駐車場の契約期間が満了することを機に、申請地を新たな駐車場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、新設コンクリートブロック3段積により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>続きまして、番号2番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、県立大宮南高等学校の南450mに位置する道路によって区画された街区面積に占める宅地等の割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、駐車場です。</p> <p>申請理由は、現在、市内で土木工事業を営んでいるが、既存の駐車場が手狭であることから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周囲に農地はありません。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号3番、馬宮地区、金子委員、議案説明をお願いします。</p>
金 子 委 員	<p>番号3番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、市立馬宮西小学校の南西400mに位置する道路によって区画された街区面積に占める宅地等の割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、駐車場です。</p> <p>申請理由は、現在、市内で社会福祉事業を営んでいるが、既存の駐車場が手狭であることから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周囲に農地はありません。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号4番、番号5番、指扇地区、菅間委員、議案説明をお願いします。</p>
菅 間 委 員	<p>番号4番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農振農用地です。</p> <p>申請地は、北部配水場の北東270mに位置する農振農用地です。</p> <p>転用目的は、農地改良です。</p> <p>申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。</p> <p>作付計画は、ネギ、ジャガイモ、サツマイモを作付けする予定です。</p> <p>一時転用で、期間は3か月を見込んでおります。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p>

		<p>続きまして、番号5番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、令和5年9月27日に協議除外となった農用地区域外です。 申請地は、県立大宮北特別支援学校の南東870mに位置する道路によって区画された街区面積に占める宅地等の割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、駐車場です。 申請理由は、現在、市内で中古自動車販売業を営んでいるが、既存の駐車場が手狭であることから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺に農地はありません。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号6番、日進地区、清水友清委員、議案説明をお願いします。</p>
	清水友清委員	<p>番号6番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立宮前小学校の北西240mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、道路後退用地です。 申請理由は、建売住宅(4棟)を計画しているが、申請地を道路(隅切り)とすることにより、車両の通行上、より有効な開発計画とするためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、U字側溝により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号7番、大砂土地区、長島委員、議案説明をお願いします。</p>
	長 島 委 員	<p>番号7番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立泰平小学校の北西430mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。 転用目的は、資材置場及び駐車場です。 申請理由は、現在、市内で土木工事業を営んでいるが、既存の資材置場及び駐車場が手狭であることから、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、高さ0.4mの新設鋼板により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号8番、七里地区ですので、私から説明をいたします。</p>

番号8番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、思い出の里市営霊園の東630mに位置する道路によって区画された街区面積に占める宅地等の割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、自己用住宅です。
申請理由は、現在、市内に居住しているが、手狭であることから、祖母所有の土地に自己用住宅を建築するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、既設コンクリートブロック3段積及び高さ0.1mの新設マウン
トアップにより、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号9番、番号10番、片柳地区、小川委員、議案説明をお願いいたします。

小川委員

番号9番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立片柳中学校の南東1.1kmに位置する道路によって区画された街区面積に占める宅地等の割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、資材置場及び駐車場です。
申請理由は、現在、市内で建築業を営んでいるが、既存の資材置場及び駐車場が手狭であることから、申請地に新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、新設コンクリートブロック3段積により、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号10番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、大宮聖苑の南西700mに位置する道路によって区画された街区面積に占める宅地等の割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、資材置場及び駐車場です。
申請理由は、現在、県外で土木工事業を営んでいるが、市内での受注件数が増加してきていることから業務の効率化を目指し、申請地を新たに資材置場及び駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、高さ0.6mの新設鋼板及び高さ1.0mの新設単管パイプにより、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議

長

ありがとうございました。
続きまして、番号11番、野田地区、浅子委員、議案説明をお願いします。

浅子委員	<p>番号11番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、令和5年9月27日に協議除外となった農用地区域外です。 申請地は、浦和大学の南150mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、資材置場です。 申請理由は、現在、市内で土木工事業を営んでいるが、既存の資材置場が手狭であることから、申請地を新たに資材置場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、高さ3.0mの新設安全鋼板により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号12番、野田地区、横山委員が欠席ですので、事務局より議案説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号12番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、県立浦和東高等学校の南西290mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。 転用目的は、自己用住宅です。 申請理由は、現在、県外の賃貸住宅に居住しているが手狭であることから、父が所有する農地に自己用住宅を建築するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、高さ0.3mの新設あぜ板により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号13番、新和地区、小泉委員、議案説明をお願いします。</p>
小泉委員	<p>番号13番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、令和4年9月26日に協議除外となった農用地区域外です。 申請地は、市立新和小学校の南880mに位置する道路によって区画された街区面積に占める宅地等の割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、自己用住宅及び道路後退です。 申請理由は、現在、市内に居住しているが、道路幅幅に伴う用地買収により、立ち退きを求められていることから、申請地に新たな自己用住宅を建設するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、新設コンクリートブロック2段～3段積により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号14番、新和地区、小林委員、議案説明をお願いします。</p>

小林委員	<p>番号14番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立新和小学校の北東550mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。 転用目的は、自己用住宅です。 申請理由は、現在、賃貸住宅に居住しているが、手狭であることから、父所有の土地に自己用住宅を建築するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、新設コンクリートブロック5段積により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号15番から番号17番、和土地区、富田委員、議案説明をお願いいたします。</p>
富田委員	<p>番号15番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、令和5年9月27日に協議除外となった農用地区域外です。 申請地は、市立和土小学校の南東640mに位置し、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地です。 転用目的は、自己用住宅です。 申請理由は、現在、賃貸住宅に居住しているが、手狭であることから、母所有の土地に自己用住宅を建築するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、新設コンクリートブロック3段積及び高さ0.6mの新設フェンスにより、被害を及ぼさない計画です。</p>
	<p>続きまして、番号16番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農振農用地です。 申請地は、市立和土小学校の北東880mに位置する農振農用地です。 転用目的は、農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 作付計画は、麦を作付けする予定です。 一時転用で、期間は6か月を見込んでおります。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p>
	<p>続きまして、番号17番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農振農用地です。 申請地は、市立和土小学校の北東880mに位置する農振農用地です。 転用目的は、農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 作付計画は、コマツナを作付けする予定です。 一時転用で、期間は6か月を見込んでおります。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号18番、番号19番、川通地区、井原委員、議案説明をお願いいたします。</p>

井原委員

番号18番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立川通小学校の東800mに位置する道路によって区画された街区面積に占める宅地等の割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、駐車場です。
申請理由は、現在、市内で塗装業を営んでいるが、作業車の駐車場が不足していることから、申請地を新たに駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、新設コンクリートブロック4段積により、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号19番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立川通小学校の東870mに位置する道路によって区画された街区面積に占める宅地等の割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、駐車場及び資材置場です。
申請理由は、現在、市内で塗装業を営んでいるが、既存の駐車場及び資材置場を返却することから、申請地を新たな駐車場及び資材置場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、既設コンクリートブロック5段～7段積及び新設コンクリートブロック1段～2段積により、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号20番、番号21番、慈恩寺地区、中山委員、議案説明をお願いいたします。

中山委員

番号20番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、相野原配水場の北東710mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。
転用目的は、駐車場です。
申請理由は、現在、市内で空調製造業を営んでいるが、既存の駐車場が手狭になったことから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、新設コンクリートブロック3段～4段積により、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号21番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立慈恩寺中学校の東340mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。
転用目的は、農地改良です。
申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。
作付計画は、ブルーベリーを作付けする予定です。
一時転用で、期間は6か月を見込んでおります。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
以上で説明が終わりました。ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。

小 林 委 員	番号6番について伺います。 資金について、全体で金額1億5千万円となっておりますが、これほど額が大きいのはどうしてか教えてください。
事 務 局	分譲地造成の開発費を含めた一括の契約となっていることから、申請者負担分のみを明確に分けることができないため、このような金額となっております。
小 林 委 員	番号10番について伺います。 申請地は、9月に審議した案件の申請地に隣接しております。その際は、被害防除として高さ5.0mの新設擁壁を作る計画でした。今回、擁壁をつくらない理由はどうしてでしょうか。地形上の問題なのか、そこまでの高さが必要ないからなのか教えてください。
事 務 局	9月に審議した案件については、隣接する山林との間にかなりの高低差があることから、5.0mの擁壁を設置する計画となっております。今回の申請地は、山林及び北側の水路との間の高低差はそれほど大きくないことから、スロープを設け、平場及び法面とする計画です。隣接地との間もスロープで対応することになっております。
議 長	ありがとうございました。 他にございますでしょうか。 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第73号について、賛成の方の挙手を求めます。
各 委 員	— 総 員 賛 成 —
議 長	総員賛成でございます。 議案第73号について、許可することに決定いたします。

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第74号、農用地利用集積計画の決定について審議いたします。 番号1番、番号2番、馬宮地区、金子委員、説明をお願いいたします。</p>
<p>金子委員</p>	<p>番号1番についてご説明いたします。 使用貸借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の維持のためで、通作距離は4.6kmです。 特に問題はないものと思われます。</p> <p>続きまして、番号2番についてご説明いたします。 使用貸借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の維持のためで、通作距離は170mです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号3番、番号4番、指扇地区、菅間委員、議案説明をお願いいたします。</p>
<p>菅間委員</p>	<p>番号3番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定1年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、葉物です。 申請目的は、経営規模の拡大のためで、通作距離は4.0kmです。 特に問題はないものと思われます。</p> <p>続きまして、番号4番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の耕作地はございません。 作付計画は、キウイフルーツです。 申請目的は、新規就農のためで、通作距離は3.9kmです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号5番、春岡地区、長島委員、議案説明をお願いいたします。</p>

長 島 委 員	<p>番号5番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、タマネギ、サトイモです。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は20mです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号6番、三室地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。</p>
西 形 委 員	<p>番号6番についてご説明いたします。 貸借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、サトイモ、ヤツガシラです。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は7.1～7.3kmです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号7番から番号9番、与野地区、土合地区、清水孝洋委員、議案説明をお願いいたします。</p>
清水孝洋 委員	<p>番号7番についてご説明いたします。 貸借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の耕作地はございません。 作付計画は、ブルーベリーです。 申請目的は、新規就農のためで、通作距離は2.0kmです。 特に問題はないものと思われます。</p> <p>続きまして、番号8番についてご説明いたします。 貸借権の新規設定15年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1.0～1.2kmです。 特に問題はないものと思われます。</p>

		<p>続きまして、番号9番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定12年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は2.0kmです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号10番、野田地区、浅子委員、議案説明をお願いいたします。</p>
	浅子委員	<p>番号10番についてご説明いたします。 使用賃借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、ネギです。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は30mです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号11番、慈恩寺地区、中山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
	中山委員	<p>番号11番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定7年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。 質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
	各委員	<p>質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第74号について、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">— 総員賛成 —</p>
議	長	<p>総員賛成ですので、議案第74号について、原案どおり意見決定することといたします。</p>

議	長	<p>続きまして、議案第75号、生産緑地に係る農業従事状況の認定について審議いたします。</p> <p>番号1番、宮原地区、清水友清委員、説明をお願いいたします。</p>
清水友清	委員	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書のとおりです。 従事者の死亡により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。 申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。 よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番、大門地区、石井委員、説明をお願いいたします。</p>
石井委員		<p>番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書のとおりです。 従事者の故障により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。 申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。 よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。 ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。 質問がないようでございますので、採決に入りたいと思います。 議案第75号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員		— 総員賛成 —
議	長	<p>総員賛成でございます。 議案第75号について、認定することと決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第76号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について審議いたします。</p> <p>番号1番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第76号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	— 総 員 賛 成 —
議 長	<p>総員賛成でございますので、議案第76号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第77号、相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について審議いたします。</p> <p>先に番号14番を審議いたします。 この案件は、清水孝洋委員の関係案件です。農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当する案件ですので、清水孝洋委員先は審議終了まで退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">— 清 水 孝 洋 委 員 退 席 —</p> <p>番号14番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の番号14番をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気付きの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第77号番号14番の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p> <p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p> <p>総員賛成でございますので、議案第77号番号14番の案件について、原案どおり証明することといたします。</p> <p>清水孝洋委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">— 清 水 孝 洋 委 員 入 室 —</p> <p>引き続き議案審議に入ります。 番号1番から番号13番、番号15番～番号17番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気付きの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>番号14番を除く議案第77号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p> <p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p> <p>総員賛成でございますので、番号14番を除く議案第77号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第78号、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について審議いたします。</p> <p>番号1番～番号5番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気付きの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第78号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第78号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第79号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について審議いたします。</p> <p>番号1番、慈恩寺地区、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>53ページをご覧ください。この案件は、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が土地所有者から借り受けて中間管理権を取得する農地を、市が作成した農用地利用集積等促進計画(案)にある「賃借権の設定等を受ける者」に貸し付けることが適切か否かについてご審議いただくものです。</p> <p>54ページをご覧ください。こちらが、市農業政策課が作成した「農用地利用集積等促進計画(案)」です。</p> <p>こちらの案件は、農地中間管理機構から借受人に対し、賃借権で7年間貸し付けるものです。</p> <p>貸付の対象となる農地は、46ページの議案第74号番号11番において、埼玉県農林公社が土地所有者から借り受けて中間管理権を取得するための利用権設定について、承認いただいたものです。</p> <p>借受人の農業経営状況等につきましては、55ページの補足資料に記載のとおりです。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p>
各 委 員	<p>議案第79号について、農業政策課に「意見なし」として回答してもよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第79号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第80号、農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について審議いたします。</p> <p>この案件は、金子委員の関係案件です。農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当する案件ですので、金子委員は審議終了まで退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">— 金 子 委 員 退 席 —</p>
議 長 事 務 局	<p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局より説明をさせていただきます。 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見（馬宮地区）についてです。本計画（案）の内容は、経営面積、従事日数など、農地中管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の要件を満たしているものですので、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 議案第80号、農用地利用集積計画(案)に対する決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第80号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
各 委 員 議 長	<p>総員賛成でございます。 議案第80番について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。</p> <p>それでは、金子委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">— 金 子 委 員 入 室 —</p>

議 長	<p>本日の議案審議は、以上です。 続きまして、報告事項ですが、市街化区域の転用届等の報告事項につきまして事務局より説明がございます。</p> <p>事務局お願いいたします。</p>
事 務 局	<p>お手元の資料をご覧ください。 令和5年10月分報告事項です。</p> <p>農地法第3条の3の規定による届出でございます。</p> <p>農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。</p> <p>農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございます。</p> <p>農地法第6条の2第1項の規定による報告（一般法人）でございます。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による解約通知でございます。</p> <p>農地改良の届出（市街化調整区域）でございます。</p> <p>買受適格証明願（市街化区域の農地転用）でございます。</p> <p>2a未満農業用施設の届出でございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 意見等質問のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
西 形 委 員	<p>農地法第3条の3の規定による届出について伺います。畑等を相続した場合、届出なければならない法的根拠があれば教えてください。</p>
事 務 局	<p>内容を確認のうえ、次回の月例総会で報告いたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 他にございますでしょうか。</p>
西 形 委 員	<p>買受適格証明願（市街化区域の農地転用）について伺います。目的が工場用地や駐車場となっておりますが、この証明願は農地を取得した場合に、農業をやる資格があることを証明するものと思いますが、いかがでしょうか。</p>

<p>事務局</p>	<p>裁判所等での競売に係る農地を取得するための手続きに必要となるものです。競売に参加して、落札しても、農地法3条や5条の手続きによる農地を取得する資格がない場合、競売行為が無駄になってしまいます。それを防ぐため、裁判所が、落札後にその農地を取得する資格がある証明を求めるものです。</p> <p>この場合は市街化区域内の農地なので、申請ではなく、届出となります。</p>
<p>議長</p>	<p>他にございますでしょうか。</p> <p>ないようでございますので、閉会のご挨拶を、本田会長職務代理者よりお願いいたします。</p>
<p>6 閉会宣言 本田会長職務代理者</p>	<p>本日は、長時間の審議ご苦労さまでした。</p> <p>これをもちまして、令和5年11月、さいたま市農業委員会月例総会を閉会いたします。</p>